

青森県地域防災計画の修正（平成29年3月24日）に伴う本市地域防災計画の修正概要

風水害等災害対策編

第3章 災害予防計画

第5節 自主防災組織等の確立

- 1 市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導することとした。
- 2 自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で要配慮者に配慮した防災活動を行うこととした。

第6節 防災教育及び防災思想の普及

- 1 要配慮者に訪日外国人旅行者が含まれることを明確にした。

第9節 避難対策

- 1 市は、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する等の要件を満たすものを指定緊急避難場所として指定することとした。
- 2 指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができることとした。
- 3 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する等の要件を満たすものを指定避難所として指定することとした。
- 4 市の設置する誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努めることとした。
- 5 指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努めることとした。
- 6 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めることとした。
- 7 市は、避難計画の策定に当たり、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めることとした。

第10節 要配慮者安全確保対策

市は地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこととした。

第18節 土砂災害予防対策

- 1 市は、土砂災害警戒情報及びこれを補足する情報等を用い、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとした。
- 2 市は、地域防災計画において、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑か

つ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の名称等を定めるものとした。

第4章 災害応急対策計画

第5節 避難

- 1 国のガイドラインの改定を踏まえ、避難勧告の発令基準として「土砂災害警戒情報が発表されたとき」を追加した。
- 2 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めることとした。
- 3 市長は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難所運営について専門性を有した外部支援者の協力が得られるよう努めることとした。

第7節 水防

- 1 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに水防計画で定める者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知することとした。

第8節 救出

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うこととした。

第13節 障害物除去

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うこととし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うこととした。

第15節 医療、助産及び保健

- 1 市長は、応援協力関係において、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請するほか、知事への自衛隊の災害派遣や必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）のほか、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請することとした。
- 2 市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健所の保健師等と情報連携することとし、県は、保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこととした。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

市は、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図ることとした。

第30節 県防災ヘリコプター運航

- 1 運行要請について、電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行うこととした。
- 2 県より要請された離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策について、市は必要に応じ受入態勢を整えることとした。

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第2節 火山災害対策

- 1 県及び市は、火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入等により、登山者等の情報の把握に努めるものとし、この際、火山防災協議会において、登山届の必要性について検討するものとした。
- 2 県及び市は、登山者への伝達をより確実にするため、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図ることとした。
- 3 県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとした。
- 4 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集等に努めるものとした。
- 5 県は、国から噴火警報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びとるべき措置について、関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとした。
- 6 市は、県から噴火警報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を防災行政無線等により関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとした。

第6章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設災害復旧

大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとした。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建に関する計画

- 1 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとした。
- 2 市は、必要に応じて、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとした。

その他、諸対策における名称や語句、表現等について、青森県地域防災計画と整合を図るため所要の修正を行った。

地震災害対策編

「風水害等災害対策編」の修正と整合を図り諸対策の充実を図るため、同様に所要の修正を行った。